

◎ 東京都公安委員会告示第 316 号

東京都公安委員会、警視総監又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）の所管する手続等に関し、東京デジタルファースト条例（平成 16 年東京都条例第 147 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等について、東京デジタルファースト条例施行規則（令和 2 年東京都規則第 146 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項及び第 2 項ただし書の規定に基づき、次のように定める。

令和 3 年 11 月 1 日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

- 1 規則第 4 条第 1 項に規定する都の機関等の定めるところとは、次に掲げる事項を行うことをいう。
 - (1) 入力した事項の確認のために特に必要があるとして公安委員会等から求められた場合は、必要な限度において、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等を提出すること。
 - (2) 書面等に記載され、又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力しようとする場合は、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録すること。
 - (3) 電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分について書面等（当該部分に限る。）を提出する場合は、公安委員会等が指定する文字、番号、記号その他の符号を明らかにすること。

2 規則第4条第2項ただし書に規定する都の機関等の定める方法とは、別表左欄に掲げる条例の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等について次の措置を行うことをいう。

(1) 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を申請者等が受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する方法又は申請等を行う者の携帯電話番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する音声伝送携帯電話番号をいう。）により送受信するショートメッセージサービス（SMS）を用いて当該携帯電話番号ごとに異なるものとなるように有効期限を定めて割り当てられるもの（以下「確認コード」という。）を申請者等が受信し、当該確認コードを用いて申請部分に入力して接続すること。

(2) 氏名又は名称を入力すること。

別表

条例	条項
東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）	第 6 条第 1 項（東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則（平成 13 年 9 月 3 日東京都公安委員会規則第 15 号）第 2 条又は警視総監が行う情報公開の事務に関する規程（平成 13 年 9 月 3 日訓令甲第 37 号）第 2 条に規定する開示請求書の提出をいう。）
東京都水上安全条例（平成 30 年東京都条例第 46 号）	第 18 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項
	第 19 条第 1 項及び第 2 項
東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例（平成 9 年東京都条例第 68 号）	第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条第 1 項及び第 2 項
歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成 18 年東京都条例第 85 号）	第 3 条第 1 項及び第 2 項
インターネット端末利用営業の規制に関する条例（平成 22 年東京都条例第 64 号）	第 3 条第 1 項及び第 2 項
特定異性接客営業等の規制に関する条例（平成 29 年東京都条例第 30 号）	第 6 条第 1 項から第 3 項まで